

令和3年度

業務委託仕様書

(①総価)

名 称 路面電車軌道施設点検・保全業務

特定の場合

その業者名 _____

業務名 路面電車軌道施設点検・保全業務 (総価契約)

一金	業務委託料	_____	円也
	委託費	_____	円也
内訳	消費税等相当額	_____	円也

業務説明

1. 業務の概要

(1) 軌道狂い測定	(本線:夜間軌道内)	1 回
	(側線:昼間軌道内)	
(2) 分岐器狂い測定	(昼間軌道内)	1 回
(3) レール点検	(昼間軌道内)	1 回
(4) 分岐器点検整備	(本線及び構内)	2 回
(5) 排水施設点検	(昼間軌道内)	1 回
(6) 曲線部摩耗測定	(昼間軌道内)	1 回
(7) 接続軌道ブロック点検	(昼間軌道内)	1 回
(8) 入庫線点検	(昼間軌道内)	1 回
(9) 現地調査点検	(昼間軌道内)	12 回

2. 業務の場所

(1) 山鼻線 (すすきの～中央図書館前)
(2) 一条線 (西4丁目～西15丁目)
(3) 山鼻西線 (西15丁目～中央図書館前)
(4) 都心線(すすきの～西4丁目)
(5) 電車事業所構内 (南21条西16丁目)

3. 業務の履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4. 業務仕様書

(1) 札幌市土木工事共通仕様書
(2) 線路整備心得
(3) 線路施設整備マニュアル
(4) 線路施設検査マニュアル
(5) 軌道敷内作業等事故防止マニュアル
(6) その他別添の業務仕様書による。

業 務 仕 様 書

1. 業務の目的

本業務は、軌道全線の軌道狂い、摩耗等の調査、分岐器点検整備及び排水施設点検等を実施し、電車の安全走行の確保と乗り心地の向上を目的として、軌道の適正な維持管理を図るものである。

2. 業務の内容

点検項目	測定・点検項目	実施数量等	測定点検月
(1) 軌道狂い測定 (本線及び側線)	① 軌間及び水準測定	本線17,810m 直線部5m間隔 側線1,704m 曲線部1m間隔	
	② 距離測定	本線8,905m 側線1,704m	
	③ 高低・通り測定	本線17,810m 直線部5m間隔 側線1,704m 曲線部1m間隔	
	※直線部は機械測定、急曲線部は糸張（人力）にて測定		
(2) 分岐器狂い測定 (本線及び側線)	① 軌間及び水準測定 バックゲージ測定	42組	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定すること
	② 高低・通り測定	42組	
(3) レール点検 (本線及び側線)	① 継目落ち・亀裂点検 摩耗（波状） 損傷・腐食	本線17,810m 側線1,704m	
	② 継ぎ目板取付状態点検	1,611ヶ所	
	③ レール締結状態点検	38交差点	
(4) 分岐器点検整備 (本線及び側線)	① 分岐器を分解し、各 부품の 点検と不良部品の交換	39組	実施予定2回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定すること
	② 本線の点検整備は夜間作業 (21時～6時) とする。		
(5) 排水施設点検 (本線全線)	① 溜樹、鋼製U字及び側溝・ 鉄蓋等の点検	107ヶ所	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定すること
(6) 曲線部摩耗測定 (本線及び側線)	① 摩耗測定	本線755m 側線583m	
(7) 接続軌道ブロック 点検	① 段違い、磨耗、鋼杵露出、 I Lブロック損傷の状況	一般部 17箇所	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定すること
(8) 入庫線点検 (構内)	① 入庫線ピット部のレール締 結状態、損傷、腐食、締結 装置の点検	1回	
(9) 現地調査点検	① 軌道狂いが大きい箇所の追 加調査	12回程度	随時
	② 緊急を要する調査・点検		

3. 業務の履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。

なお、昼間軌道外作業以外の条件については設計書の規格欄に明記してあるので、確認すること。

(1) 昼間軌道外作業

労務費の補正は行わない。

(2) 昼間軌道内作業

令和2年度施行 札幌市土木工事積算要領及び資料 I 第02章 工事費の積算

①労務単価の補正を基に算定を行う。

【算定式】

設計労務単価 = $P \times 1.14$ P: 公共工事設計労務単価(昼間)

※ 補正割増系数 = 1.14(著しく時間的制約を受ける)

※ 交通誘導警備員は、日当たり人工を計上するため、時間的制約の補正対象としない。

(3) 夜間軌道内作業(夜軌道)

【算定式】

設計労務単価 = $P \times 1.5$ P: 公共工事設計労務単価(昼間)

夜間作業時間帯については下記のとおりとする。

・ 拘束時間	= (21:00~6:00)	= 9 h
・ 休憩時間	= (23:00~24:00)	= 1 h
・ 夜間割増時間	= (21:00~23:00)+(0:00~6:00)	= 8 h
・ 作業時間	= 9時間 - 1時間	= 8 h

5. 仕様書等の遵守

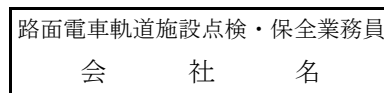
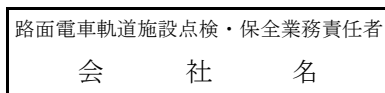
本仕様書のほか、線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷作業等事故防止マニュアルは業務契約締結後に配布するものとする。札幌市土木工事共通仕様書は札幌市財政局工事管理室ホームページよりダウンロード可能である。

6. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適正に配置すること。作業に従事するものは安全チョッキを身につけること。また、電車の接近は交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。
- (2) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (4) 受託者は、利用客等の誤解をまねかないよう言動に注意すること。

- (5) 受託者は、清潔な服装を着用し、利用客等に不快感を与えないよう配慮すること。
- (6) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

腕 章 例



7. 使用機器

本業務にて使用する測定機器については、委託者担当係員の承諾を得ること。

8. 支給品等の管理

支給品等の提供を受けた場合は、十分注意して管理または使用すること。

9. 業務従事者の資格

業務従事者のうち1名以上は、軌道工事の経験を有する者とする。

10. 業務主任の選任

- (1) 業務履行にあたっては、その業務に係る作業現場に業務の責任者である業務主任を配置すること。業務主任は連続稼働を要する業種については常時作業現場に出勤可能な者を配置すること。また、断続する作業については適時配置するものとする。
なお、業務主任は、専ら当業務に従事する専任の者を配置すること。
- (2) 業務主任は、輸送の安全確保に努めるとともに、その業務に係る技術、労務、工程及び安全の管理並びに作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。
- (3) 業務主任は、当該業務に係る判断力及び作業の指導等の総合的な能力を有するものを配置すること。
- (4) 業務主任は、業務実施上発生する諸問題等に即対応できるものとし、不在の場合の代理人を予め届けておくこと。
- (5) 業務主任は、工程の進捗状況等を適時担当係員に報告すること。
- (6) 業務主任は、業務の中で補助者を定め、各部門の作業内容を常時把握させるとともに作業改善に努めなければならない。
- (7) 業務主任等指定通知書には、経歴及び雇用関係を証明する書類を添付すること。
- (8) 業務主任は、(社)日本鉄道施設協会の軌道工事管理者を有する者とする。

11. 作業素質検査（クレペリン）検査について

- (1) 次に該当する者は、業務着手前に委託者が実施する作業素質検査を受けること。
 - ア 業務主任
 - イ 業務主任以外で作業の指揮監督を行う業務員
 - ウ 単独で作業を行う業務員
 - エ 委託者が必要と認めた業務員

- (2) 上記の者のうち次の項目に該当する者は、業務着手前の作業素質検査を免除する。
- ア 委託者が実施する作業素質検査を、3年以内に受け合格した者。
 - イ 札幌市交通局の定める作業素質検査を受け合格し、その証明となる書類を提出した者。
- なお、本業務履行期間中に認定者の資格を喪失し、新たに認定者の資格を取得した場合は、取得後にその証明となる書類を提出すること。
- (3) 提出書類の業務員名簿に記載される業務員は、1年以内に実施した教育考査により、各業務員が当業務に関する知識を保有していることを確認した者でなければならないものとする。
- ただし、直接作業を実施しない交通誘導警備員等は除くものとする。
- (4) 教育考査は委託者の指導により、受託者が行うこととするが、委託者の承認を得た内容で実施すること。
- また、採点后、業務員全員の答案用紙を委託者に提出すること。

12. 保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にある者でなければならない。また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあつては出向契約書の写し、契約社員にあつては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。この場合、契約期限が当該委託期間の終了前にある場合は認めない。さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。ただし、高年齢者雇用安定法による雇用等により、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13. 提出書類

- (1) 業務着手届 業務主任等指定通知書、業務主任等経歴書を添付
- (2) 業務計画書 札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-6 施工計画書に準じたもの
- (3) 作業日誌 作業日毎
- (4) 業務完了届
- (5) 支給品受領書
- (6) 支給品返納書
- (7) 各測定及び点検 測定点検に基づく考察記録（緊急度等）を含む
- (8) 業務の報告書
- (9) 不良箇所等の状況写真
- (10) 業務従事者名簿

氏名、年齢、経歴を確認できるものを添付すること。恒常的雇用関係が確認できる書類（保険証の写し）等を添付すること。

なお、出向社員の場合は出向契約書の写しを提出し、契約社員の場合は雇用契約書の写しを添付すること。

- (11) 技術基準・実施基準等の周知結果報告書
- (12) その他委託者担当係員が必要と認めたもの。

14. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道整備事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するため社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

15. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

16. 関係法令等の周知徹底について

- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・J I S等の周知について
管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・J I S等の関係法令等を周知するものとする。また、一部を外部に委託（再委託）する場合も、委託先の管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に同様の周知をさせること。
- (2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について
周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名及び役割（管理者、設計者、検査実施者）を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。
また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。
- (3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管（再委託先を含む）すること。
- (4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。

17. 業務代金の支払い

業務完了後に一括払いとする。支払い手続きは、受託者が全作業完了後に完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に行う。

18. その他

業務にあたって疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。

作 業 日 誌

【 路面電車軌道施設点検・保全業務 】

令和 年 月 日

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

作 業 月 日 令和 年 月 日 () 天候

No	項 目	単 位	数 量	備 考
1	軌道狂い測定 (本線:夜間軌道内)	回		
2	軌道狂い測定 (側線:昼間軌道内)	回		
3	分岐器狂い測定 (昼間軌道内)	回		
4	レール点検 (昼間軌道内)	回		
5	分岐器点検整備 (本線及び構内)	回		
6	排水施設点検 (昼間軌道内)	回		
7	曲線部摩耗測定 (昼間軌道内)	回		
8	車両動揺箇所測定 (昼間)	回		
9	連接軌道ブロック点検 (昼間軌道内)	回		
10	入庫線点検 (昼間軌道内)	回		
11	現地調査点検 (昼間軌道内)	回		

備考・作業場所等

委託者 業務主任 ㊟

受託者 業務主任 ㊟

業務着手届

年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理 事 長 藤 井 透

受託者 住 所
会社名
代表者

印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住 所
会社名
代表者

印

業務完了届

年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
 理事長 藤井 透 様

住所
 受託者 会社名
 代表者名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	主任	係	この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいでしょうか。 検査員

課長	係長	主任	係	<h2 style="margin: 0;">業務完了検査報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">検査員 印</p> <p style="margin: 0;">立会人 印</p>

上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。

請 負 代 金 額	円 (税込)	契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

備 考	
-----	--

業務委託費内訳書

工種 / 種別 / 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
軌道施設点検・保全	式	1			第1号内訳書
安全費(交通誘導警備員)	式	1			第2号内訳書
直接業務費計					
共通仮設費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額	式	1			
業務委託費					

軌道施設点検・保全内訳書

一金 _____ 円

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軌道狂い測定	本線:夜間軌道内	回	1			単価算出調書 No.1
	側線:昼間軌道内					
分岐器狂い測定	昼間軌道内	回	1			単価算出調書 No.2
レール点検	昼間軌道内	回	1			単価算出調書 No.3
分岐器点検整備	本線及び構内	回	2			単価算出調書 No.4
排水施設点検	昼間軌道内	回	1			単価算出調書 No.5
曲線部摩耗測定	昼間軌道内	回	1			単価算出調書 No.6
接続軌道 ブロック点検	昼間軌道内	回	1			単価算出調書 No.7
入庫線点検	昼間軌道内	回	1			単価算出調書 No.8
現地調査点検	昼間軌道内	回	12			単価算出調書 No.9
合計						

安全費内訳書

一金 _____ 円

第 2 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B	昼間	人	23			単価算出調書No.20
交通誘導警備員B	夜間	人	12			単価算出調書No.20
合計						

単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要	
1	軌道狂い測定	回	円	技師B(夜軌道)	3 人 × 円 = 円	策定歩掛
				軌道工(夜軌道)	6 人 × 円 = 円	
				普通作業員(夜軌道)	6 人 × 円 = 円	
				技師B(昼軌道)	2 人 × 円 = 円	
				軌道工(昼軌道)	4 人 × 円 = 円	
				普通作業員(昼軌道)	6 人 × 円 = 円	
				主任技師(昼間)	0.5 人 × 円 = 円	
				技師C(昼間)	8 人 × 円 = 円	
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
2	分岐器狂い測定	回	円	分岐器軌道狂い測定	29 組 × 円 = 円	単価算出調書 No.10
				分岐器軌道狂い測定(構内)	13 組 × 円 = 円	単価算出調書 No.11
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
3	レール点検	回	円	レール点検	19.51 km × 円 = 円	単価算出調書 No.12
				レール点検(交差点)	38 箇所 × 円 = 円	単価算出調書 No.13
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
4	分岐器点検整備	回	円	分岐器点検整備	26 組 × 円 = 円	単価算出調書 No.14
				分岐器点検整備(構内)	13 組 × 円 = 円	単価算出調書 No.15
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
5	排水施設点検	回	円	排水施設点検	107 箇所 × 円 = 円	単価算出調書 No.16
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
6	曲線部摩耗測定	回	円	曲線部摩耗測定	1338 m × 円 = 円	単価算出調書 No.17
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
7	接続軌道ブロック点検	回	円	接続軌道ブロック点検	17 箇所 × 円 = 円	単価算出調書 No.18
				計	円	
8	(昼間軌道内) 入庫線点検	回	円	普通作業員	0.4 人 × 円 = 円	策定歩掛
				軌道工	0.4 人 × 円 = 円	
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	
9	(昼間軌道内) 現地調査点検	回	円	普通作業員	0.2 人 × 円 = 円	策定歩掛
				軌道工	0.1 人 × 円 = 円	
				諸雑費(まるめ)	1 式 円	
				計	円	

単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎			摘要
10	(昼間軌道内) 分岐器軌道狂い測定	組	円	普通作業員	0.2 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円
				計			円
策定歩掛							
11	(昼間軌道内) 分岐器軌道狂い測定(構内)	組	円	普通作業員	0.2 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円
				計			円
策定歩掛							
12	(昼間軌道内) レール点検	km	円	普通作業員	0.6 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.3 人 ×	円 =	円
				計			円
策定歩掛							
13	(昼間軌道内) レール点検(交差点)	箇所	円	普通作業員	0.3 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.3 人 ×	円 =	円
				計	(10箇所当り)		円
(1箇所当りの単価)							
策定歩掛							
14	(夜間軌道内) 分岐器点検整備	組	円	普通作業員	0.3 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円
				計			円
策定歩掛							
15	(夜間軌道内) 分岐器点検整備(構内)	組	円	普通作業員	0.3 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円
				計			円
策定歩掛							
16	(昼間軌道内) 排水施設点検	箇所	円	普通作業員	0.4 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.2 人 ×	円 =	円
				計	(10箇所当り)		円
(1箇所当りの単価)							
策定歩掛							
17	(昼間軌道内) 曲線部摩耗測定	m	円	普通作業員	0.6 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.3 人 ×	円 =	円
				計	(100m当り)		円
(1m当りの単価)							
策定歩掛							
18	(昼間軌道内) 接続ブロック点検	箇所	円	普通作業員	0.1 人 ×	円 =	円
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円
				計	(10箇所当り)		円
(1箇所当りの単価)							
策定歩掛							

単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要
20	安全費(積上げ)	式	円	交通誘導警備員B(昼) 23人 × 円 = 円 交通誘導警備員B(夜) 12人 × 円 = 円 計 円	
				(交通誘導警備員B(昼)内訳)	
				分岐器狂い測定 1回 × 2人 = 2人	
				レール点検 1回 × 4人 = 4人	
				排水施設点検 1回 × 2人 = 2人	
				曲線部摩耗測定 1回 × 2人 = 2人	
				連接ブロック点検 1回 × 1人 = 1人	
				現地調査点検 12回 × 1人 = 12人	
				(合計) 23人	
				(交通誘導警備員B(夜)内訳)	
				軌道狂い測定 1回 × 6人 = 6人	
				分岐器点検整備 2回 × 3人 = 6人	
				(合計) 12人	

諸経費補正率算出調書(軌道施設点検・保全業務)

1 共通仮設費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	現場環境改善費	(1) 仮設備関係に係る費用	×	
		(2) 営繕関係に係る費用	×	
		(3) 安全関係に係る費用	×	
		(4) 地域連携に係る費用	×	
2	運搬費	(1) 建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×	
		(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(4) 建設機械等の運搬基地	○	
3	準備費	(1) 準備及び後片付けに要する費用	○	
		(2) 調査・測量、丁張等に要する費用	○	
		(3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×	
		(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○	
4	事業損失防止施設費	(1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×	
		(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×	
5	安全費	(1) 安全施設等に要する費用	○	
		(2) 安全管理等に要する費用	○	
		(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○	
6	役務費	(1) 土地の借上げ等に要する費用	×	
		(2) 電力、用水等の基本料	×	
		(3) 電力設備用工事負担金	×	
7	技術管理費	(1) 品質管理のための試験等に要する費用	×	
		(2) 出来形管理のための測量等に要する費用	○	
		(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	○	
		(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×	
8	営繕費	(1) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用	×	
		(2) 労働者宿舍の営繕に要する費用	×	
		(3) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用	○	
		(4) 労務者の輸送に要する費用	○	
		(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×	
		(6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	×	
		(7) (1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕に要する費用	×	
適用項目による補正		31項目中13項目適用 13/31=0.41935⇒ 41.94%		41.94%
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.5

2 現場管理費率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1) 募集及び解散に要する費用	○	
		(2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用	○	
		(3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	○	
		(4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用	○	
		(5) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	○	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	○	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	○	
4	保険料	(1) 自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)	○	
		(2) 工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険の保険料	○	
		(3) その他の損害保険の保険料	○	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	○	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	○	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	○	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	○	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	×	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	△	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の対応に要する費用	×	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	△	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費	×	
14	工事登録等に要する費用	工事実績等の登録等に要する費用	×	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	×	
16	公共事業労務費調査に要する費用		×	
17	雑費	1～16までに属さない諸費用	○	
適用項目による補正		23項目中16項目適用 16/23=0.69565 ⇒ 69.57%		69.57 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.2

3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被覆、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	福利厚生費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
	適用項目による補正	21項目中17項目適用 $17/21=0.80952 \Rightarrow 80.95\%$		80.95 %
	前払金に対する補正	計上しない		0.0%
	契約保証に係る補正	補正しない		0.0%

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費	0			
	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共通仮設費率	直接業務費		
	工種区分: 道路維持工事		
	共通仮設費率		
	共通仮設費率	補正率	補正共通仮設費率
	補正		

現場管理費率	純業務費		
	工種区分: 道路維持工事		
	現場管理費率		
	現場管理費率	補正率	補正現場管理費率
	補正		

一般管理費率	業務原価		
	一般管理費率		
	一般管理費率	補正率	補正一般管理費率
	補正		

直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	